市民懇談会における素案に係る意見等への対応

※「ページ」欄には、今回会議の資料6のページ番号を記載

| No. | ページ | 意見等の概要 | 素案への反映等 |
|-----|-----|--|---------------------------------|
| 1 | 表紙 | ・策定年月にも西暦を併記していただきたい。 | ・市では、計画書表紙の策定年月等を元号表記で統一することとして |
| | | | いるため、元号表記のみとする。 |
| 2 | 目次 | ・計画書の字句についている「*」が何を示すのか記載する必要があ | ・目次の最後のページに注釈を入れる。【資料3 No.3参照】 |
| | | る。 | |
| 3 | 3 | ・新型コロナウイルス感染症の拡大がDVの増加や深刻化を招いたよ | ・記述を修正【資料3 No.4参照】 |
| | | うな記述となっているが、顕在化させたのではないか。表現を検討 | |
| | | いただきたい。 | |
| 4 | 5 | 「性的マイノリティ」と「ジェンダーアイデンティティ」の用語解 | ・用語集に追加 |
| | | 説を加えていただきたい。 | |
| | | | |
| 5 | 11 | ・男女共同参画推進市民委員会は常設のもので、男女共同参画計画策 | ・記述を修正【資料3 No.9参照】 |
| | | 定市民懇談会は今回の計画策定のために設置された旨を入れていた | |
| | | だきたい。 | |
| 6 | 30 | ・「メディア・リテラシー」の用語解説を加えていただきたい。 | ・用語集に追加 |
| 7 | 37 | ・「メンター」の用語解説を加えていただきたい。 | ・用語集に追加 |
| 8 | 39 | ・第4段落は一文が長くて読みづらく、また、「ような」という字句 | ・一つの文を二つに分割し、記述を修正【資料3 No.24参照】 |
| | | が続けて使われているのが気になる。分割し、もう少し読みやすく | |
| | | していただきたい。 | |

| No. | ページ | 意見等の概要 | 素案への反映等 |
|-----|-----|--|---------------------------------|
| 9 | 39 | ・第4段落8行目について、「情報が必要なときに得られる」ではな | ・記述を修正【資料 3 No. 24 参照】 |
| | | く、「情報が必要なときに『必要な情報が』得られる」とした方 | |
| | | が、情報が求められている時にその人が本当に必要としている情報 | |
| | | を提供することを課題としているという印象を与えることができる | |
| | | のではないか。 | |
| 10 | 43 | ・第3段落に「女性がリーダーシップを発揮し」とあるが、女性に限 | ・記述を修正【資料 3 No. 28 参照】 |
| | | 定された印象を受けるため、「女性も男性も」や「誰もが」等、女 | |
| | | 性に限定されないような表現にしていただきたい。 | |
| 11 | 45 | ・第2段落に「性別によるニーズの違いに対応するために」とある | ・記述を修正【資料3 No.31 参照】 |
| | | が、そのためだけではないので、記述を修正していただきたい。 | |
| 12 | 50 | ・第2段落に「女性は、妊娠や出産等、特有の問題を抱えることもあ | ・記述を修正【資料3 No.36 参照】 |
| | | る」とあるが、妊娠や出産等は「問題」ではないので、記述を修正 | |
| | | していただきたい。 | |
| 13 | 55 | ・それぞれの委員会の違いを明確にするため、男女共同参画推進市民 | ・図4-1の下に男女共同参画推進市民委員会及び男女共同参画推進 |
| | | 委員会と男女共同参画推進委員会の説明を加えていただきたい。 | 委員会の概要説明を追加 |
| 14 | 56 | ・SNSを活用した情報発信に関する記述を追加していただきたい。 | ・記述を追加【資料 3 No. 39 参照】 |
| 15 | 56 | ・男女共同参画センターのQRコードを載せるだけでは不十分であ | ・素案への反映は行わないが、SNSの運用について、男女共同参画 |
| | | る。プッシュ型通知をするようにすべきである。 | センターと協議する。 |
| 16 | 84 | ・男女共同参画推進市民委員会の設置要綱を掲載いただきたい。 | ・武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱を追加 |
| 17 | 94 | 「SOGI」の説明を修正していただきたい。 | ・説明を修正 |
| 18 | 95 | 「ダイバーシティ」の説明にある「障害」の「害」は、ひらがなと | ・市では、「障害」と表記することとしているため、「障害」のまま |
| | | すべきではないか。 | とする。 |